

2026年度（令和8年度）

生徒支援（指導）のしおり

【生徒支援（指導）基本方針】



沖縄県立沖縄工業高等学校
生徒支援部

生徒指導・支援に関する確認事項

- 1 その場指導を行い、その場その場で生徒ヒアリングを行う。
- 2 授業は席を指定する。⇒ 座席表を作成する。
- 3 チャイムが鳴り終わるまでに入室しなかった生徒は全クラス足並みをそろえて遅刻とする。
※朝の SHR 時は、担任は廊下に立ってチャイム終了と同時に入室する。
- 4 授業・SHR に入る前には授業に関係ないものは、机の上、足下から片付ける。
※特にペットボトル等の飲み物、カバン等
- 5 始業のチャイムと同時に授業が開始できるように準備する。
- 6 SHR・授業の始まりは起立で身なりを整えさせてから号令をかける。【着席・黙想】
授業終了時も上記同様に起立・礼の号令で終わる。
※夏服・・・シャツだすとボタンを二つ以上開けていないかを確認する。
※冬服・・・始まりのあいさつ時にプレザーを着用させる。
- 7 服装容儀については全職員でその場指導（ヒアリング）を行い、サポートカードを本人に渡す。
※サポートカードを持っていない場合は、口頭で担任又は各科、生徒支援部へ連絡する。
※茶髪・奇抜な髪型の場合は、帰宅指導を行うこともある。
- 8 生徒が職員室へ入る時には身なりを整えさせ、あいさつをさせてから入室を許可する。
- 9 生徒の授業妨害、暴言などについては情報共有及び生徒支援部に報告し、連携をとる。
※授業妨害・暴言は絶対に許さないという姿勢でのぞむ。
- 10 携帯電話は預かり指導を行う。使用していたり、アラームが鳴ったり、時間を確認したりした場合は携帯電話を預かり、担任・各科指導係に持って行く。（ポケット等から落ちて同等に扱う）
原則、校時中の使用は禁止（朝 SHR 前に電源を切り、カバンの中へ入れる）
※預かり指導の場合は、保護者へ返却する。
- 11 登校時、下校時（帰りの SHR 後）ながら携帯は、注意をする。
- 12 化粧（マニキュア）等をしている生徒は落とさせてから授業に参加させる。
※場合によっては、サポートカードを渡す。
- 13 「いじめ」の初期段階を入手した職員は必ず生徒支援部に報告する。（軽くぶたれる・ケンカを強要される・借りたものを返さない・いじられ役になる・物をぶつけられる・ネット上での誹謗中傷やからかい・写真の勝手な掲載等、相手が不快に感じたらいじめに当たることを認知させる。）

※いじめ防止基本方針参照

※生徒ヒアリング等（被害生徒）を行い、指導に応じない生徒や判断に迷う事案に関しては、無理にトラブルを起こさず、生徒支援部に報告してください。引き取って再度ヒアリングを行い、支援措置を検討します。

令和8年度（2026年度） 生徒支援部基本方針

1 生徒指導・支援の基本方針（内規 生徒指導関係指導に関する規定 第1条）

人権を尊重し、自他の命を大切にすること、思いやりのある心を育てる。生徒一人ひとりが家庭、学校、社会の一員であることの自覚を促し、高校生としての健全な学校生活を営むように全職員の共通理解と協力のもとに指導する。

*本校の規則を守り、心身ともに健全な教育を実践する。

生徒支援は全職員で連携・協力し、学校全体と個別の指導計画を立てるとともに、進路活動及び担任のHR経営を多面的にサポートする。

2 努力目標

(1) 基本的な生活習慣及び態度の形成 (2) 進路実現への意識啓発 (3) 自他の生命の尊重

1. 自律した生活態度の育成及び人格の形成
2. 進路実現に向けた指導・支援（身なり・勤怠・校外指導等）
3. 交通安全指導の充実（4 無い運動）

令和8年度（2026年度） 生徒支援運用細目

重点目標

- 1 身なり指導の充実を図る
- 2 勤怠指導の充実を図る
- 3 あいさつ指導の徹底を図る
- 4 マナー指導の徹底を図る
- 5 いじめ対策の充実を図る（早期発見に努める）
- 6 教育相談等の充実を図る

*日頃からの全生徒とのコミュニケーションを大切にしましょう！

*生徒とのトラブル等に関しては、一人での対応ではなく複数職員での対応及び報告をお願いします！

授業の開始・終了時のけじめをつける

授業の開始・終了の号令は

開始 ⇒ 「起立」「身なりを正して下さい」「気をつけ」「礼」「お願いします」「着席」

終了 ⇒ 「起立」「身なりを正して下さい」「気をつけ」「礼」「ありがとうございました」

全ての授業で指導を統一する。

懲戒の規定（内規抜粋）

この規定は、学校教育法・総則・第11条、施行規則・第26条を基に、生徒の非行を防止し、または、反省させるために定める。

- (1) 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、職員会議に諮り、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- (2) 懲戒は、訓告、停学、退学とする。
- (3) 訓告は、保護者等の出席を求め、校長から訓告を与え、保護者等連署の宣誓書（別紙様式）及び生徒のその期間の反省日誌を提出させる。
- (4) 停学は、保護者等の出席を求め、校長から訓告を与え、保護者等連署の宣誓書及び生徒のその期間の反省日誌を提出させる。
- (5) 退学は、次の各号の一つに該当するものに対して行い、保護者等の出席を求め校長から訓戒を与え退学を勧告し、応じないときは退学を命ずる。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められたとき。
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められたとき。
- ③ 正当の理由がなく出席常でないもの。
- ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反したもの。

懲戒指導【3年間累計】

※原則、懲戒指導は段階指導で行う

懲戒指導段階	懲戒指導内容
訓告	保護者召喚 管理者指導
1回目（初回）の違反	停学3日以上+特別指導5日以上
2回目の違反	停学5日以上+特別指導10日以上
3回目の違反	停学10日以上+特別指導15日以上
4回目の違反	無期停学
5回目の違反	無期停学 指導委員会で審議し職員会議の承認を得て処分を決定

懲戒指導の順位（違反事項が2つ以上になった場合）

1. 窃盗・万引き 2. 飲酒（ノンアルコール） 3. 喫煙（電子タバコ等含む） 4. その他
※【例外は、支援部で話し合い決定する】

停学3日＋特別指導5日以上 ⇒ 2回目以降は指導の段階が上がる

- 1 喫煙・飲酒・窃盗・万引き等

※各事案の同席・幫助も含むライター（喫煙道具）所持・脱法ハーブ・電子タバコ類も含む

違反した場合は特別指導等の対象となる

事故を未然に防止するため「免許を取らない。車両等を買わない。車両を運転しない。同乗しない。」の4原則を厳守する。

(1) 3年⇒免許取得に関する届け出を義務づける。

(2) 1年、2年⇒違反した者は、指導の対象となる。

※無免許者への車輛の貸し出し、車輛等の提供行為・同乗行為

【貸し出す相手が、無免許者と知っていても知らなくても】

停学10日＋特別指導15日以上

この件で事件・事故が発生した場合は、職員会議を持ち無期停学、進路変更等を促す事もある。
現行の交通法規違反に関しては懲戒指導とし特別指導（日誌指導）等を課す

無期停学、進路変更等を促す 支援(指導)委員会で審議し職員会議の承認を得て指導内容を決定

- 1 交通3悪又は暴走行為
暴走行為等による危険運転行為（道路交通法違反等の重大事案）
① 無免許 ② 悪質な速度違反 ③ 酒気帯び又は酒酔い違反運転
- 2 薬物使用・危険ドラッグ等
- 3 反社会的行為
- 4 賭博・金銭せびり等
- 5 器物破損
- 6 暴言・授業妨害行為 ※刑法第234条参照（威力業務妨害）
- 7 SNSへの不適切な動画・写真や他人に対する誹謗中傷及び投稿
- 8 いじめ・・・ いじめ対策委員会で審議し、職員会議の承認を得て必要な指導等を行う。担し、重大事態に関しては、沖縄県関係組織や委員会に報告し職員会議の承認を得て必要な指導等を行う。

※懲戒指導は各科指導係を中心にヒアリングや支援課題に応じて計画、実施する。必要に応じてカウンセラーや他の職員に協力を求め支援目標達成を図る。

※指導拒否・勤怠、服装容儀、性的嫌がらせ、迷惑行為等、その他の指導で改善しない

場合や指導を拒否する場合 ⇒ ※生徒支援(指導)委員会・職員会議

- * 1 喫煙の場合は、その都度禁煙講習受講を推奨する。 禁煙外来での通院治療を促す。
- * 2 窃盗・万引きにおいては、その状況に応じて指導・支援内容を決定する。
- * 3 懲戒規定に該当する行為は累計し、各段階指導を行う。
- * 4 指導の効果が十分でないと指導係が判断したときには、生徒支援委員会に諮り
指導を継続延長する。
- * 5 道路交通法に反する行為に対しては、各段階的に指導する。
- * 6 【4 無い運動 4 原則違反の場合】前指導歴があり、4 無い運動 4 原則の初回違反の指導の場合は、
段階指導に準じた指導又は生徒支援部内で審議する。
- * 7 4 無い運動 4 原則は、未成年者や保護者等以外が運転する車輛の同乗も指導の対象とする。
- * 8 状況により指導提案は、生徒支援部、生徒指導委員会で審議し指導内容が変更になる場合もある。
- * 9 暴走行為等による危険運転行為とは、道路交通法違反や危険運転行為（職員会議で判断）等とする。
- * 10 タトゥー・入れ墨の場合には、専門医療機関等での改善指導を継続して行う。（厳重注意）

(改善が見られない場合、学校推薦は受けられない)
- * 11 違法薬物使用・危険ドラッグ等の指導を受けたものは、学校推薦を受けられない

考査時の不正行為基本指導手順

段 階	指 導 内 容
1 回目	訓告指導＋特別指導 5 日以上
2 回目	停学 3 日以上＋特別指導 5 日以上
3 回目	停学 5 日以上＋特別指導 1 0 日以上
4 回目	停学 1 0 日以上＋特別指導 1 5 日以上
5 回目	無期停学、進路変更を促す

*授業中のトイレについて

テスト期間中は基本認めていませんが授業中に関しても基本禁止でお願いします。

ただし、緊急を要する場合もあるので担当教諭で判断をお願いします。

携帯の使用がわかった場合は、携帯指導に基づいて指導を行う（懲戒指導もあり得る）

1 勤怠（遅刻・欠席・欠課）指導【学期リセット】

勤怠指導の強化

- ① 届出欠席・無届欠席の有無に関わらず1ヶ月に3日以上の方
 - ② 届出遅刻・無届遅刻の有無に関わらず1ヶ月に3回以上の者
- 上記 ① ② に該当する生徒で支援が必要だと担任が判断した者を支援部へ報告し、指導を行う
- ※担任は1ヶ月ごとに出席集計を行い支援が必要と判断した生徒のみ報告をお願いします

(1) 遅刻について

※ 8時45分のチャイムが鳴り終わるまでに教室へ入室をしていない者は遅刻とする。

(不公平にならないように、全担任の足並みを揃える。)

全体集会の場合は、8時45分までに体育館の中に入っていない場合も同様に指導を行う

※9時05分以降は、普通科職員室で教頭が入室許可証を発行する。


※学級担任は Teams における生徒個人パスワードを確実に伝えて入室許可書のアプリをダウンロードさせておくこと。

①遅刻した生徒は入室許可証を掲示して教室に入るよう指導する（HR・教科担任）。

②入室許可証を未提出の生徒がいれば取りに行かせる。提出されるまでの時間は無届欠課の扱いとする。

⑤次のページの入室許可証（参照）

【入出許可証】

入室許可証	
年 組 番 氏名()	
登校時刻 時 分	
遅刻の原因に○をつけなさい。	
1 交通渋滞・事故等	
2 体調不良・通院 届け 有・無	
3 その他()	
指導教諭 _____	日付印
----- 切り取り線 -----	
 入室許可証(控)	
年 組 番 氏名()	
登校時刻 時 分	
遅刻の原因に○をつけなさい。	
1 交通渋滞・事故等	
2 体調不良・通院 届け 有・無	
3 その他()	
遅刻の回数 (今学期) _____	日付印

生徒が教室へ持参する証明書
担任、教科の先生で確認！

生徒支援部控え！

(2)無届欠席、無届欠課の指導について

欠席欠課の多い生徒は担任、生徒支援(指導)部を中心に全職員で指導する。

※保護者への通知文や召喚文書は支援部で作成する。

※全て学期毎のみの累計とする。

(3)届出欠席の指導について

届出欠席の多い生徒は、担任、養護教諭、教育相談、生徒支援(指導)部（場合によっては管理者含む）による生活指導・健康相談を行う。（各学期の届出欠席が10日に達した者を対象とする）

(4) 行事の無届欠席及び無届欠課の指導 → 該当する生徒を担任、支援(指導)部で召喚し指導を行う。

(5) 勤怠指導方法は下記の通りである。

SHR遅刻指導基本手順

段階	無届遅刻回数	指導内容
1	5回	科指導＋学科指導担当を中心に一斉指導（保護者等への通知文）
2	10回	保護者等召喚・教頭面談【学科指導担当が担任、教頭と時間調整を行う】
3	15回	懲戒指導【内規】指導拒否で指導委員会へ提案又は、訓告＋特別指導5日以上を検討
4	訓告後5回	訓告の指導後、懲戒指導の内規に基づいて指導する

無届欠席指導基本手順

段階	無届欠席日数	指導内容
1	3日	科指導＋学科指導担当を中心に一斉指導（保護者への通知文）
2	5日	保護者等召喚・教頭面談【学科指導担当が担任、教頭と時間調整を行う】
3	10日	懲戒指導【内規】指導拒否で指導委員会へ提案又は、訓告＋特別指導5日以上を検討
4	訓告後3日	訓告の指導後、懲戒指導の内規に基づいて指導する

無届欠課指導基本手順

段階	無届欠課時間	指導内容
1	10時間	科指導＋学科指導担当を中心に一齐指導（保護者への通知文）
2	15時間	保護者等召喚・教頭面談【学科指導担当が担任、教頭と時間調整を行う】
3	20時間	懲戒指導【内規】指導拒否で指導委員会へ提案又は、訓告＋特別指導5日以上を検討
4	訓告後が5時間	訓告の指導後、懲戒指導の内規に基づいて指導する

※訓告指導後、遅刻、無届欠席10日、または無届欠課5時間毎に、停学の段階に準ずる

2 身なり指導【学期リセットで実施】

*登下校は制服で！（土・日・祝祭日） 部活動の生徒は部顧問に許可を得ること

※ただし、やむ得ない場合は担任、生徒支援部に異装願いを申請する。

	指導方法				
	各科指導 部報告	その場で 改善指導	預かり	再登校 指導	指導履歴の 入力
化粧・マニキュア カラコン等	○	○			○
ピアス（透明含む）・ネックレス・ブレス レット（指輪も含む） サングラス・指定外ジャージ	○	○			○
奇抜な髪型・染髪・パーマ・エクステ	○	○		○	○
指定外シャツ （正装はネクタイ・リボン着用） 丈不足のスカート着用	○	○		○ (3回目以降)	○
帯曲げスカート・丈違反・裾だし 第2ボタンの開放	○	○			○

※帰宅指導実施方法

- 1) 保護者へ連絡し、保護者と連絡が取れた場合は帰宅。
- 2) 保護者へ連絡が取れない場合は、各学科で指導。
- 3) 帰宅指導後、学校へ再登校した場合は「届出欠」、戻らない場合は「無届欠」とする。

上記の指導項目で指導される回数が多い生徒は、指導方法をHR担任と協議の上、指導委員会で具体的な指導を計画し職員会議に諮り指導を実施する

- (1) 身なり週間の指導 . . . 担任や試験監督で確認、指導部の改善指導
- (2) 行事の指導 正装を原則とし、異装者は当日又は後日指導 ***別室指導や再登校指導**
- (3) その他 各科・男女を問わず、すべての職員でその場指導の徹底を図る

※サポートカードを持っていない場合は、口頭で担任又は各科、生徒支援(指導)部へ連絡する。

3 マナー指導（携帯電話指導含む）【学期リセットで実施】

携帯電話指導

- (1) 1日の日課の始まりから終了まで（朝のSHR～帰りのSHR及び清掃が終了するまでの間）の使用を禁止する。
- (2) 校時には携帯電話の電源を切り、カバンに入れる等指導する
- (3) 生徒が校時に携帯電話を使用した場合、携帯電話を預かり、学年・クラス・氏名を聞いてその場指導をする。預かった携帯電話は各科の職員室に持って行く。各科の指導係は担任に連絡し、担任は保護者へ連絡する。各科で保護者等へ当該確認事項を再度行って返却する。
- (4) 預かり指導中であっても、緊急性があり、職員の指導下にある場合に限り使用を認める。
- (5) 校時外においてもマナーに違反する使用については適切な指導を行う。
- (6) 行事の際は指導方法を統一し、適切な対応をとる。
- (7) 各科・男女の枠にとらわれず、全職員で全生徒を指導することを心がける。
- (8) イヤホンは、校内では使用禁止。(預かり指導)

・携帯電話、携帯充電器、オーディオプレーヤー、ゲーム機類、漫画・雑誌、飲食物等の指導

- (1) 携帯電話（スマホ）、携帯電話の充電器・ゲーム機・漫画・雑誌、トランプ等の校内持込は原則禁止する。 ※学業に不必要な物（遊具等）は持ち込み禁止とする（預かり指導）
- (2) ガム等の持込は禁止（マナー等）
- (3) 授業中は、机の上に学習用具以外（飲み物も含）を置かせない指導をする。（SHR時も同様）
- (4) エレベーターの無許可での使用を禁止する。

※サポートカードを持っていない場合は、口頭で担任又は各科、生徒支援部へ連絡する。

身なり、マナーの指導はサポートカード回数をカウントし、指導される回数の多い生徒は、HR担任と支援(指導)部で協議の上、生徒指導委員会で具体的に指導を計画し職員会議に諮る。

【サポートカードの回数】

1回目	担任、学科指導注意 【携帯電話】 預かり指導+保護者等召喚（保護者等へ返却）
2回目	担任、学科指導注意 【携帯電話】 預かり指導+保護者等召喚（保護者等へ返却）

3回目	担任、学科指導（保護者等への通知文） 【携帯電話】預かり指導＋保護者等召喚（保護者等へ返却）
4回目	担任、学科指導（保護者等への通知文） 【携帯電話】預かり指導＋保護者等召喚（保護者等へ返却）
5回目	管理者指導（厳重注意） 保護者召喚 【携帯電話】預かり指導＋保護者等召喚（保護者等へ返却）

※指導に応じない場合、指導拒否とし、学校の内規によって「懲戒以上」の適用もあります。

サポートカード

サポートカード 生徒用

年 組 番 生徒氏名

日時: 年 月 日 ()

登校時 朝のSHR 1校時 休み 2校時 休み 3校時 昼食時
4校時 休み 5校時 休み 6校時 帰りのSHR 下校時

場所

<指導内容> 身なり マナー違反

身なり・マナー違反

1,2回目 担任、学科指導注意
3,4回目 担任、学科指導
5 回目 保護者来校 日誌指導
6 回目 懲戒指導（訓告、停学）
※スマホ 授業中での無断使用（保護者召喚、保護者へ返却）

上記の指導と理解しました。以後は、家庭でも身なりの徹底につとめます。

保護者 氏名		印
-----------	--	---

サポートカード 職員用

年 組 番 生徒氏名

日時: 年 月 日 ()

登校時 朝のSHR 1校時 休み 2校時 休み 3校時 昼食時
4校時 休み 5校時 休み 6校時 帰りのSHR 下校時

場所

<指導内容> 身なり マナー違反

身なり・マナー違反

1,2回目 担任、学科指導注意
3,4回目 担任、学科指導
5 回目 保護者来校 日誌指導
6 回目 懲戒指導（訓告、停学）
※スマホ 授業中での無断使用（保護者召喚、保護者へ返却）

指導教諭名 _____

※生徒がどういう状況で、どの様な違反をしたのか、どのように対応したのかを
箇条書きで良いので書いてください。

4 深夜徘徊(補導)・虚偽による欠席・欠課・無許可アルバイト等に関する【累積】

・深夜徘徊(補導)【学期リセットで実施】

- (1) 深夜徘徊、不良交友、喫煙、飲酒、不純異性交遊など、警察からの補導記録に氏名のある場合や連絡があった場合には、本人や保護者等から事実を確認した後、指導委員会で具体的な指導方法を検討し、職員会議に諮る。
- (2) 原則として、懲戒指導の内規に基づいて指導する。
*家庭環境、補導状況、問題行動の背景などによって教育的な配慮を加えることがある。
- (3) 前月の補導データ集計の締切りが、警察内で毎月10日に設定されているため、ほとんどのケースで補導されて1ヶ月後に指導に上がってくる。補導されたら申告して早めに指導を受けるよう指導すること。

1回目	保護者等召喚・管理者指導	嚴重注意
2回目	保護者等召喚・管理者指導	*家庭環境、補導状況、問題行動の背景などによって教育的な配慮を加えることがある。

補導の指導方法【補導+α(例：喫煙)がある場合】
α部分(例：喫煙)の懲戒指導に準じた段階指導を行う

※但し、懲戒指導になった場合は累積となる。

・無許可アルバイト・虚偽による欠席・欠課【年間リセット】

段階	指導方法	指導内容
1回目	保護者等召喚・管理者指導	嚴重注意
2回目	保護者等召喚・管理者指導	訓告+特別指導3日以上
3回目	生徒指導部内で話し合い決定 (悪質な場合：懲戒を検討)	原則、懲戒指導に準ずる

※但し、懲戒指導になった場合は累積となる。

アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とされている。ただし、家庭の事情で止むを得ずアルバイトをするときには、保護者連署で学校長の許可申請を行うこと。 ※申請書の発行は、支援部担当者が行う。


アルバイト許可の流れ

1. 保護者から担任へアルバイトについて連絡をしてもらう。
 2. 担任から生徒支援部へ報告し、許可申請書の様式を受け取る。
 3. 担任から生徒へ許可申請書・アルバイト届の様式を配布する。
 4. 生徒は許可申請書・アルバイト届へ必要事項を記入し保護者等と連署で提出する。
 5. 生徒(保護者)は担任、科の支援部に許可申請書・アルバイト届を確認してもらう。その際、面談にて職種の安全・健全性、学業との関わりを十分に確認する。
 6. 生徒は教頭に確認して頂き、校長に承諾を受けた後、生徒支援部担当者へ提出する。
- ※ 無許可の場合は、指導対象となります。

5 校時中の校外への外出は安心安全を厳守のため禁止

※特別な理由があり、外出許可証を携帯している生徒の外出は許可する

外出許可証 (控)	
年 組 番 氏名()	
1. 用件	

2. 日時	
月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	
----- 切り取り線 -----	
 外出許可証	
年 組 番 氏名()	
1. 用件	

2. 日時	
月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	
上記の生徒の外出を許可します	
担任氏名	印

担任がサインする。
担任以外でも OK

(A) 自転車に対する規定

- (1) 自転車通学をする生徒は、必ず登録を行い、ステッカーを車体の見えやすい場所に貼付すること。
- (2) 道路交通法を遵守し、乗車中はイヤホンや携帯電話の使用を控えるとともに、2人乗り等の違反をせず、自他の安全に十分配慮し、事故の未然防止に努めること。(4月1日より罰則規定適用)
- (3) 無灯火車両やブレーキに不具合のある自転車は直ちに改善すること。
- (4) 自転車安全講習を必ず受けること。
- (5) 学校での保管は指定の駐輪場で行い、自転車付属のロックに加え、車体をU字ロックやチェーンロックなどで車輪止めのパイプと連結し、盗難の防止に努めること。
- (6) 自転車での登校・下校中に警察や地域住民等の注意指導があった場合は、学科での指導とする。

※上記規定違反や改善しない場合には、登録抹消もあり得る。

(B) 自動車免許の取得について (内規より) ⇒ 申請書の提出を義務づけるよう指導する。

- (1) 事故を未然に防止するため「免許を取らない。車両等は買わない。車両を運転しない。同乗しない。」の4原則を厳守する。違反した場合は指導の対象とする。
 - ・ 車両免許取得の正当な理由を有する者は保護者連署で申請書を提出し、指導(支援)委員会で審議する。
 - ・ 同乗しないとは、保護者等以外の者及び未成年者の運転する車両に同乗することである。
- (2) 3年次については夏季休業以降の免許取得を認める。 但し、 考査1週間前から考査終了日までの 期間は免許取得のための欠席、欠課を禁止する。
 - ※夏季休業前に免許取得が必要な生徒は申請をすること。
 - ・ 仮免・卒検・本免をそれぞれ1回ずつ出席扱いで受験することができる。
 - ※運転免許取得出席扱い願いを添付し担任に提出すること。
 - ・ 車両での通学を禁止し、違反者は指導(懲戒含む)する。制服着用での乗車や友人の運転する車輛での通学も同様に指導する。日曜、休日の部活動及び校内外での行事、各種競技会、練習試合も同様。

- ・深夜徘徊時間帯に乗車した場合は原則として指導（懲戒含む）とする。
- ・未成年者や保護者等以外の者の運転する車両の同乗も禁止する。
- ・深夜徘徊時間帯に未成年者や保護者等以外の者の運転する車両の同乗も禁止する。

(3) 道路交通法違反の事実が発覚した場合には懲戒指導の対象とする。

(4) 電動キックボード、モペット等での登下校は認めない。使用した者は指導の対象とする。

(5) 免許取得時の虚偽により欠席・欠課を対象指導（懲戒含む）とする

教育相談

1 教育相談の考え方と活動体制

(1) 校内チーム

- ①機動的に支援を充実させるために、担任、教育相談、支援コーディネーター、養護教諭を中心に構成される比較的少人数で支援チームを構成する。
- ②生徒理解や支援方針に共通理解を図ることを目的とし、教育相談、支援コーディネーター、養護教諭等に、SC、SSWを加え、さらに、学年主任や生徒指導主任などの各分掌の主任等を含む比較的多様なメンバーで構成される支援チーム。(例；ケース会議等)

(2) 学校外の専門機関等と連携したチーム

- ①地域と協力して校外のネットワークを活かした支援を進める。
- ②緊急性の高い事態が発生した場合、管理者を含めたケース会議を開き、外部機関との連携を図る。
- ③生徒の指導・援助に当たっては情報の共有は欠かせず、通告の義務が生じる場合もあることから、チームのメンバーは、守秘義務が理由にすることで支援が妨げられないように、必要な情報共有を行うという意識を持つこと。

2 教育相談活動の全校的展開

(1) 発達支持的教育相談

【生徒にとって学校が安心・安全な場所になるための学校にするために】

- ①個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することが重要である
- ②発達支持的な側面に着目し、教育相談の考え方を意識しながら教育実践を行うこと。

(2) 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

【学級活動・HR活動等における生徒主体のいじめ防止の取り組み】

- ①すべての生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的とした教育相談の実施。
- ②ある問題や課題の兆候が見られる特定の生徒を対象とした教育相談の実施。
 - ・早期発見の方法
 - 「丁寧な関わりと観察」「定期的な面談」「作品の活用」「調査」等
 - ア 学業成績の変化(成績の急激な下降等)
 - イ 言動の変化(急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つきあう友達が変わる)
 - ウ 態度、行動面の変化(落ち着きのなさ、顔色が優れない、表情のこわばり)
 - エ 身体に現れる変化(頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等)
- ③「定期的相談」は、5分程度であっても「定期的に相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用する。(立ち話程度でも良い)
 - 例；最近の様子(頑張っているね)・作品を褒めるなど
 - ・受容かつ共感的に傾聴することを心がけ、生徒理解に努めることが重要である。

校内で問題行動があった場合の対応について

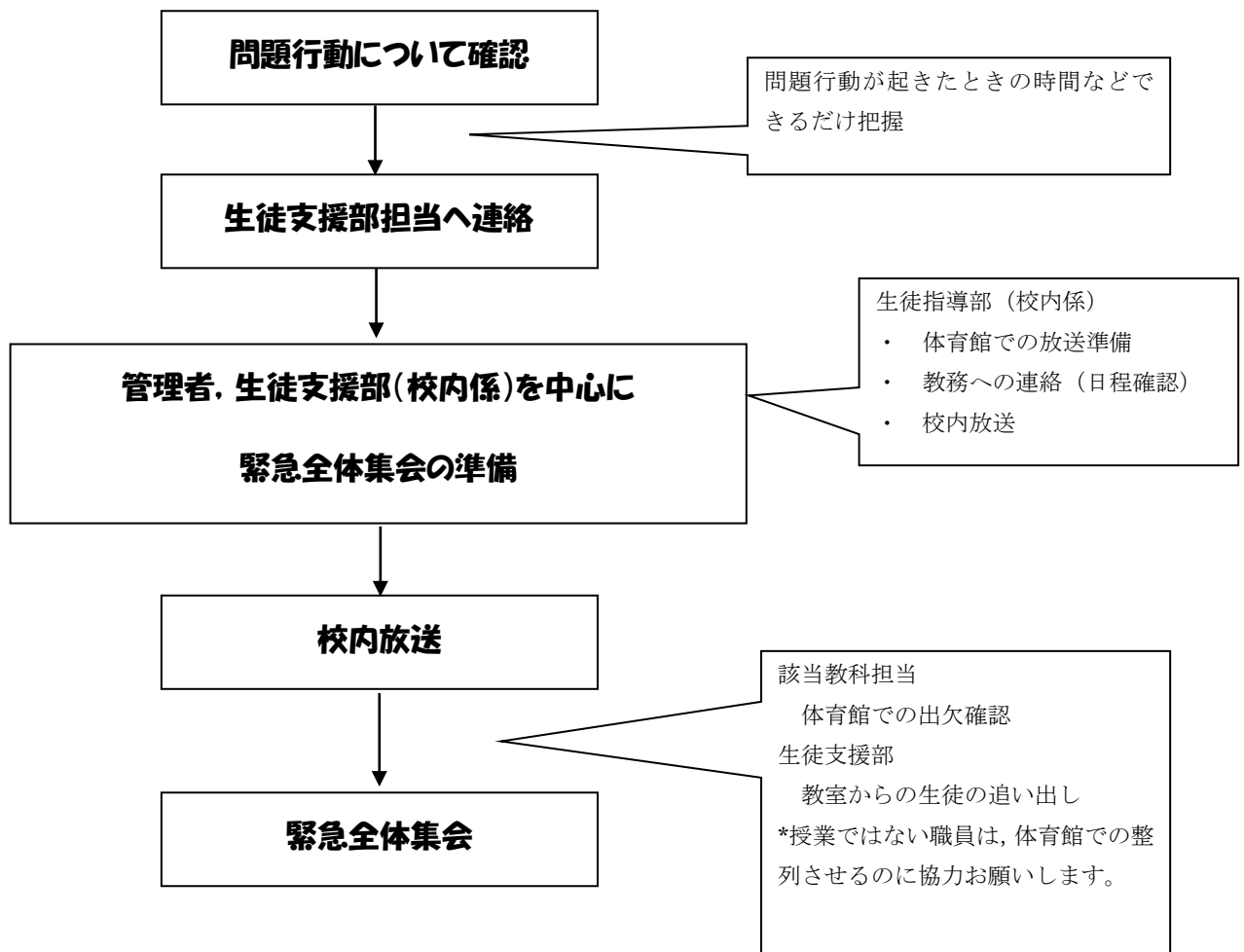
生徒支援部

校内で問題行動があった時は、

- ・ 原則として緊急全体集会を持つ。
 - * 問題行動によって管理者，当該科長，生徒支援部で話し合い決定する。
 - * 場合によっては、公的機関に連絡する。

指導方針として全職員で対応していきたい。

- ・ 全体集会時の流れ

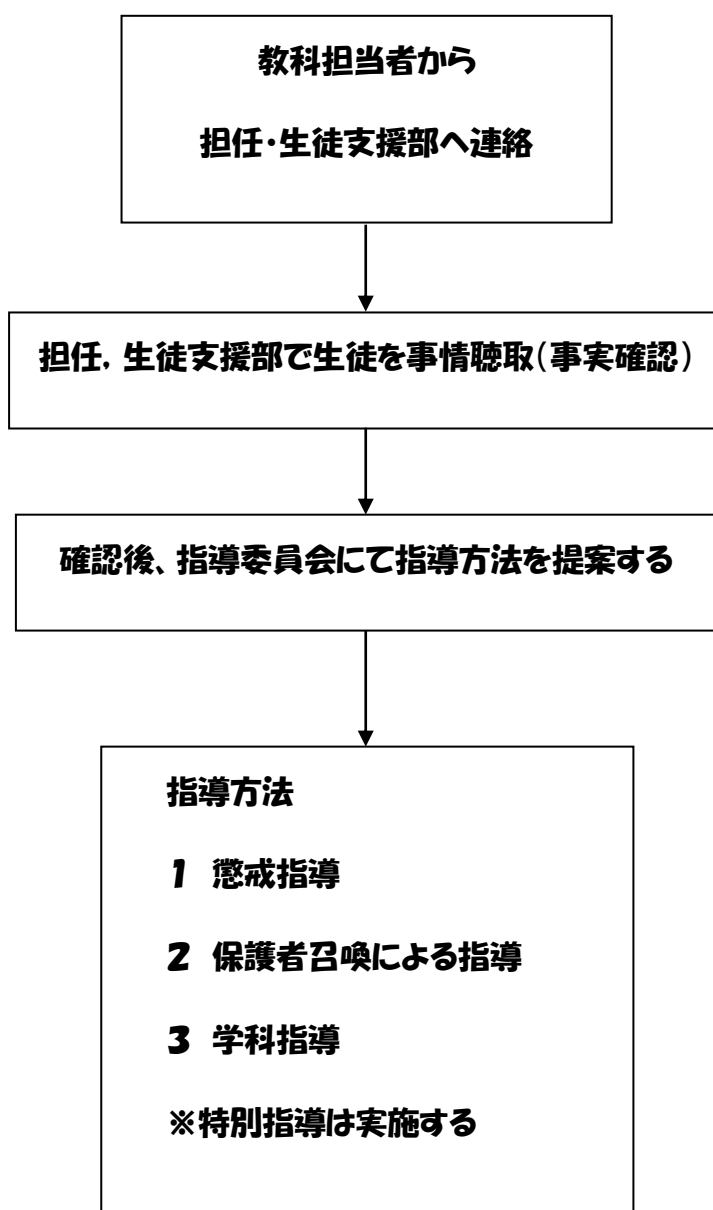


◎全体集会後の時間割は、時間を変更し後ろにスライドして授業を行う。

※調整が困難な行事等ある場合、翌日(後日)の1校時の前に行う。

授業妨害・暴言があった場合の対応について

生徒支援部



※指導カリキュラムは当該生徒の達成可能な範囲での指導カリキュラムを策定し、Teamでの目標達成に努める(スキルレベルの見極め等)

県立沖縄工業高等学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない安心できる学校づくりにむけて～



県立沖縄工業高等学校

平成26年度	施行
平成29年度	一部改訂・施行
令和2年度	改訂・施行
令和7年度	一部改訂・施行

県立沖縄工業高等学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」 H26. 04.07 施行

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ防止基本方針

いじめは人権侵害であり、ときには尊い命を失わせる大きな罪になる。いじめは絶対に許されない行為である。どの生徒にも、どの学校にでも起こりうる問題である。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力で生徒を守り問題の解決を図らなければならない。いじめの予防は教師としての基本的な姿勢でなければならない。全職員でいじめをしない、させない、見逃さないという強い姿勢で取り組むことが重要である。

- (1) いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (2) すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (3) いじめは、誰にでも起こる可能性がある。生徒がいじめに関わった場合は、被害者または加害者にもなりうるため、未然防止に努める。
- (4) いじめの兆候や発見を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。
- (5) いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたる。
- (6) いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

3. いじめの認知と対応についての考え方

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- (2) いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。

- (3) インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- (4) いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その程度により個々に応じ適切に指導することに留意する。
- (5) いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- (6) いじめが解消している状態の要件は、「いじめがやんでから少なくとも3ヶ月経過している」「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」を満たす必要がある。
- (7) 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、教育委員会との連携や、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。
※教員が事実を抱え込み「いじめ対策委員会」に報告しないことは、同法違反になり得る。

4. いじめのない学校づくり

- (1) 基本的人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじる人間を育成する。
- (2) 人権教育を充実させて、自分を大切にしていじめ・暴力のない学校を目指す。
- (3) 学校・保護者・地域社会と連携し、一体となっていじめの未然防止に努める。
- (4) 生徒会と連携し、いじめの未然防止に努める。

5. いじめ未然防止対策

(1) 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気づくり」

① 授業の充実

(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)

② HR 活動の充実

(朝のSHR等における行動観察・教育相談等を活用し、生徒理解に努める)

③ 規範意識の向上

(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)

④ 情報モラル教育の充実

(ネットの活用モラル等の高揚を図る)

⑤ 人権意識の高揚

(いじめは人権侵害であるという意識を高める)

⑥ 部活動の更なる活性化

(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)

⑦ 教師の体罰禁止の徹底

(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる)

⑧ 学年会及び拡大学年会を通じ、教科担任、HR担任、生徒支援部、カウンセラー等は、情報を共有する。

⑨ 発達障がい、外国人生徒、LGBTに係る生徒への理解を促進し必要な支援を行う。また、当該生徒や関連する生徒の不安感等を理解し適切な配慮と心のケアに努める。

(2) 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

① 歓迎球技大会、遠足、体育祭、工業祭等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。

② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。

③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。

④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。

⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。

⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

6 いじめ等の早期発見

(1) 各種アンケートによる実態把握

①学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等

- 学校評価生徒アンケート
- 学校生活アンケート

②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等

- 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
- 生活実態調査

③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等

- いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

(2) 日常における教職員の生徒観察

① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。

② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。

③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。

- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

(3) 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ P T A総会、教育相談（三者面談）、学級懇談会等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や児童相談所等の関係機関には日頃から連携し、必要に応じて連絡・相談する。

7 いじめ等への迅速対応

(1) 被害者のケア

- ①教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ②気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

(2) 加害者の特定及び指導

- ①生徒支援主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ②「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④被害者へ反省の意を込め謝罪をさせる。
- ⑤暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い指導する。
- ⑥暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行う。

(3) 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない安心できる学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート、学校生活アンケート等において実態把握に努める。

8 いじめの再発防止対策

(1) 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

(2) 連携機関

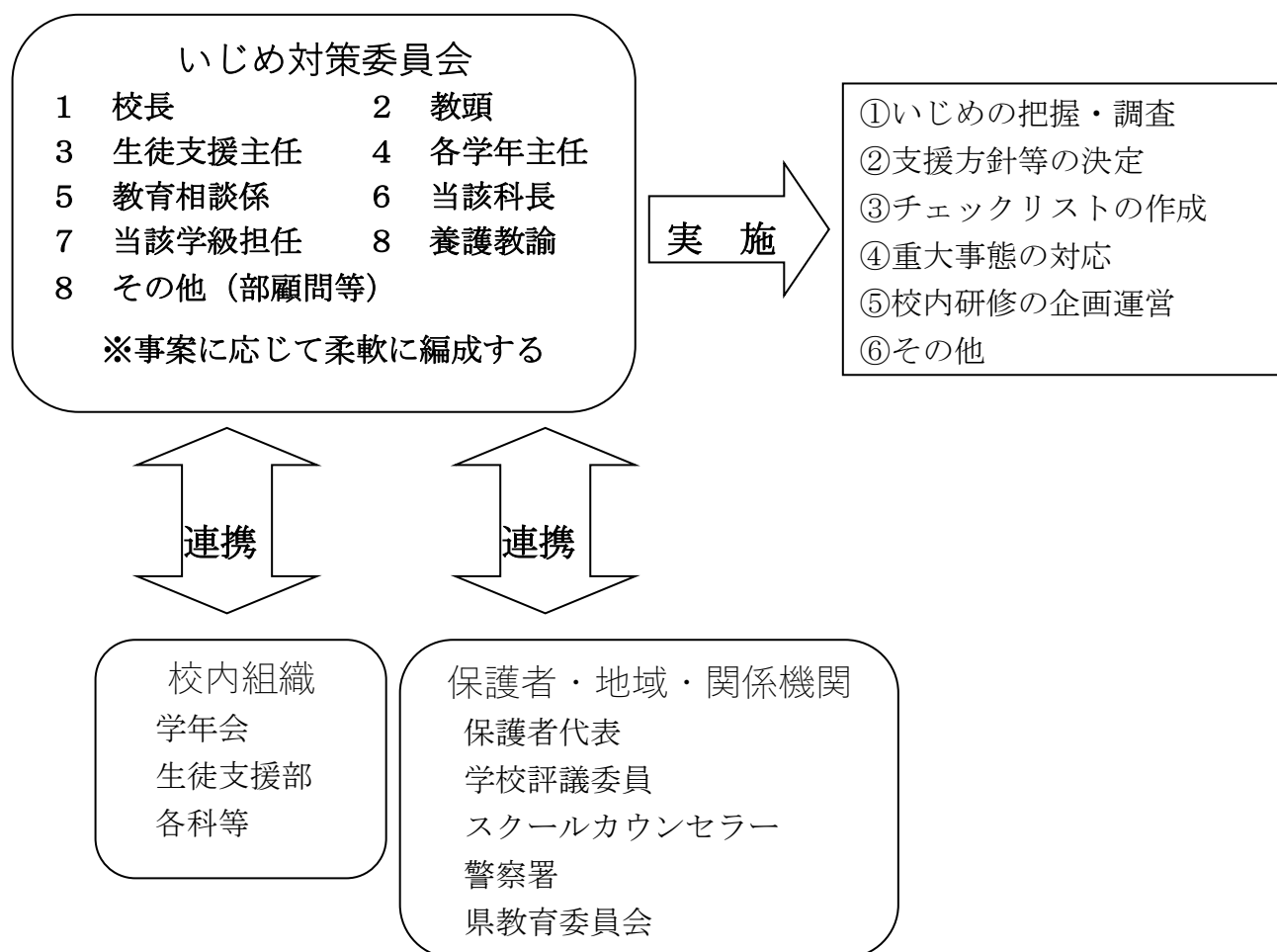
- ・那覇警察署 098-836-0110
- ・那覇地方法務局 098-854-7950 (代表)
- ・中央児童相談所 098-886-2900
- ・沖縄県立教育センター (教育相談ダイヤル) 098-933-7537
- ・みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-110

(3) 相談窓口

- ・子供人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル)
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (フリーダイヤル)

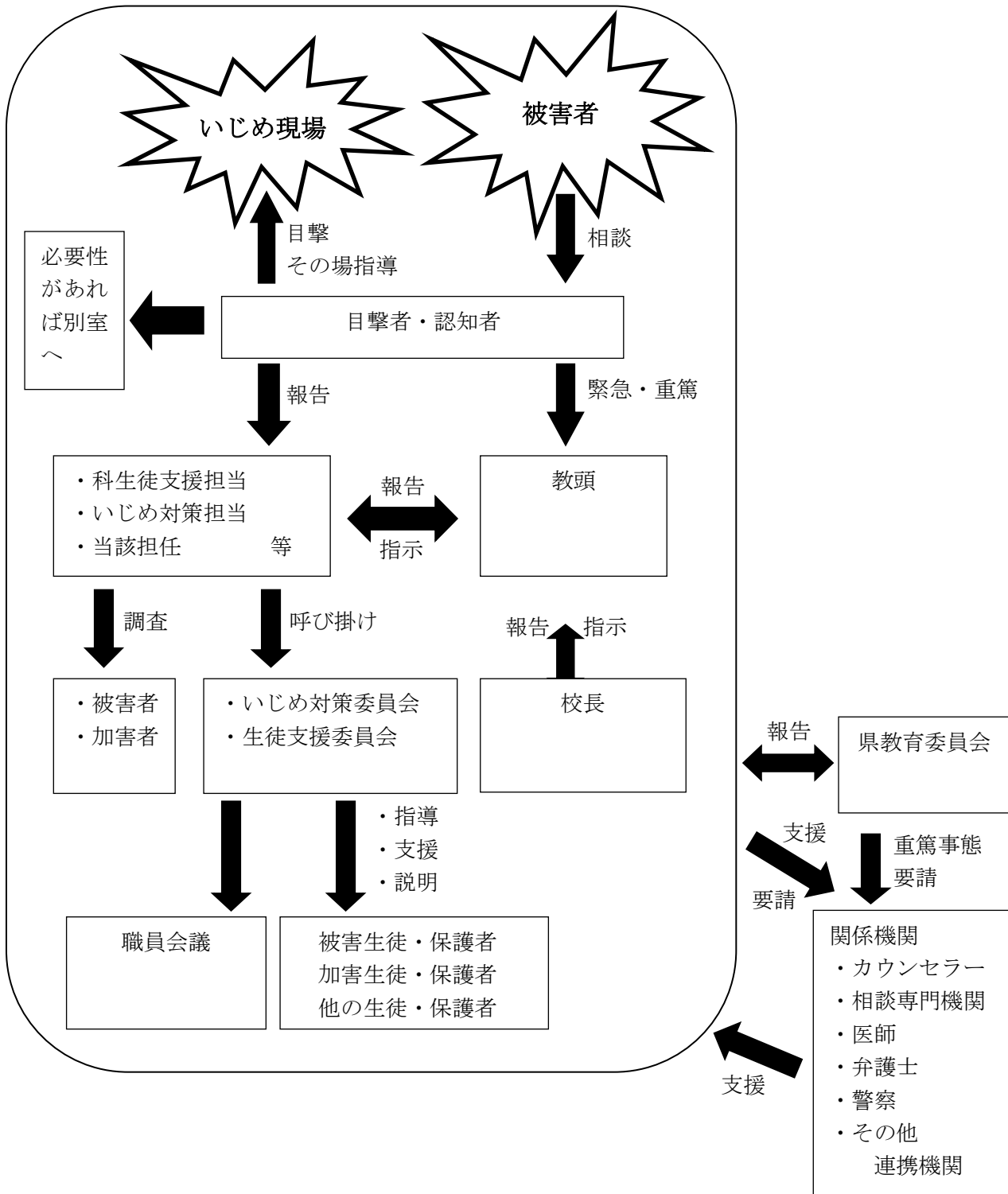
9 校内における委員会(組織)

- ①「いじめ対策委員会」でいじめに関する対策、対応を行う。
- ②「いじめ対策委員会」は校長、教頭、教育相談教諭、養護教諭、生徒支援主任、いじめ対策担当 (必要に応じ、当該担任、当該学年主任、当該学科主任、当該学科生徒支援担当、および部活動顧問等) で構成する。※事案に応じて柔軟な編成
- ③「外部委員会」: 保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー
- ④「いじめ対策委員会」は、いじめ等に関する重篤事案が発生し、外部関係機関との連携及び対応等が必要となった場合において臨時に招集することができる。



いじめ対応における校内体制

いじめ発見時の流れ、連携、報告



いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階	態 様	学校の対応
<p>PHASE I (初期段階)</p> <p>段階 ・ 軽微ないじめ</p>	<p>①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 ②軽くぶたれる。 ③ケンカ、及び、ケンカを強要される。 ④物を借りて返さない。 ⑤物をぶつけられる。 ⑥いじられ役になる。 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑧写真をネットに勝手に掲載される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>校内規定に準じ指導・支援・報告を行う。 必要に応じ教育委員会・外部関係機関（警察含む）に相談・通報する</p>
<p>PHASE II (中期・前半期)</p> <p>段階 ・ 被害のエスカレート ・ 手口の多様化</p>	<p>①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 ②被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ③窃盗を強要（万引きの見張り役等も含む）される。 ④（軽い）ケガを負わされる。 ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ⑥恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
<p>PHASE III (中期・後半期)</p> <p>段階 ・ 指導が困難</p>	<p>①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。 ②PHASE IやIIの段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
<p>PHASE IV (末期段階)</p> <p>段階 ・ 深刻な被害 ・ 被害者に事件化の意志有り</p>	<p>①治療を要するケガを負わされる。 ②執拗な金銭の強要等がある。 ③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる ○不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い ○ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い ○悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人に残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る ○他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する ○乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ ○反抗的態度が増える
持 ち 物 服装容儀等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される ○高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる ○目立つ服装をしってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる ○校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多いと気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、**担任**又は**教育相談係**に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 098 (832) 3831

■学校のFAX番号 : 098 (855) 5029